

公 告

契約担当官
航空自衛隊第6航空団
会計隊長 小澤 亮佑

下記により入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上参加されたい。

記

1 入札に付する事項

- (1) 件 名：# 5 2 7 格納庫他外壁補修工事
- (2) 工 期：契約締結日～令和9年3月31日
- (4) 工事場所：航空自衛隊小松基地
- (5) 本工事は、現場閉所により週休2日を確保する「完全週休2日制工事（土日）」の試行対象工事である。
- (6) 見積参考資料の交付について
入札説明書に記載された「指定品目」に該当する工事については、一般競争参加資格確認申請書を提出し、競争参加資格があると認められたものに対し、入札書の提出期限の6日前（行政機関の休日を除く。）までに見積参考資料を交付する試行工事であるため申し出るものとする。
なお、「見積参考資料」は、建設工事請負契約書第27条第5項（単品スライド）による請求があった場合、1品目としてスライド判定を行う（「特例措置」）ものとする。
- (7) 指定品目の精算について
工事に含まれる指定品目の精算に当たっては、建設工事請負契約書第27条第5条に基づく請求（単品スライド）があった場合において指定品目を1品目としてスライド判定を行う（「特例措置」）又は、実際の購入金額を基に設計変更を行うことを受注者が選択可能である。
- (8) 単品スライドの「特例措置」による精算について
特記仕様書に記載する指定品目については、契約後に建設工事請負契約書第27条第5項（単品スライド）による請求があった場合、1品目としてスライド判定を行う（「特例措置」）ものとする。
- (9) 指定品目の設計変更による精算について
特記仕様書に記載する指定品目については、実際の購入金額を基に設計変更を行うことが可能である。
ただし、指定品目に係る別途調達経費についての設計変更内容は、工事請負契約書第27条（スライド条項）の対象外とする。なお、全体スライドはまたはインフレスライド請求があった場合には、労務費のみスライドの対象とする。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和8年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「塗装」又は「防水」で級別の格付を受けていること。
（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（（2）の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 防衛省競争参加資格の「塗装」又は「防水」に係る等級（防衛省競争参加資格の資格審査結果通知書（以下「資格審査結果通知書」という。）の記3の等級）がC等級であること。
- (5) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、申請書記載の競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）及び資格審査結果通知書の提出期限の日から開札の時点までの期間に、防衛省のいずれかの地方防衛局長又は地方防衛支局長（長崎防衛支局長を除く。）から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号28.3.31）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

- (8)は、請負金額が4000万円以上（建築一式8000万円以上）の場合に適用する。
- (8) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。
- ア 一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者である。
- イ 過去15年の間に同類と認める工事の経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。）。なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。
- ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。
- (9) 情報保全に係る履行体制について懸念が存在する者又は業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。
- 3 入札手続等
- (1) 担当部隊等
- 〒923-8586 石川県小松市向本折町戊267
航空自衛隊第6航空団（小松基地）会計隊契約班 担当：佐嶋
TEL 0761-22-2101（内線239）
FAX 0761-22-2104
- (2) 入札説明書等の交付
- ア 交付期間
令和8年8月24日から令和8年9月9日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く。）の毎日、午前8時15分から午後5時
- イ 交付場所
(1)に同じ。
- ウ 交付書類
入札説明書、仕様書、申請書、資料、その他、契約担当官が必要と認めるもの。
- エ 交付方法
手交
なお、交付書類については、小松基地ホームページの調達情報から入手可能である。
- (3) 申請書、資料及び資格審査結果通知書の提出期限等
- ア 提出期限
令和8年9月9日
- イ 提出方法
持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）する。
- (4) 入札書等の提出期限等
- ア 提出期限
令和8年10月2日午後5時00分
- イ 工事費内訳明細書の提出
工事費内訳明細書についても、入札書と同時に提出するものとする。
- ウ 提出方法
持参又は郵送
入札書及び工事費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらを1つの封筒に入れて封かんし、封筒の表に工事名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、提出する。
- (5) 開札の日時及び場所
- ア 日時：令和8年10月6日午前10時00分
- イ 場所：航空自衛隊小松基地会計隊入札室
(当日の状況により、開札会場が変更になる場合があります。)
- 4 その他
- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金
免除
- (3) 契約保証金

免除。ただし、落札者は、公共工事履行保証証券による保証（瑕疵担保特約（1年間）を付したものに限り。）を付するもの、又は履行保証保険契約の締結を行った場合。この場合の保証金額は、請負代金額の10分の1（予決令第86条の調査を受けた者との契約については10分の3）以上とする。

（4）入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

- ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札
- イ 申請書、資料を含む提出書類に虚偽の記載をした者のした入札
- ウ 入札に関する条件に違反した入札

（5）入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（6）予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

（7）落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。

（8）入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

（9）契約書作成の要否
要

（10）適用する契約条項

本工事は、航空自衛隊標準契約条項建設工事請負契約条項、適用契約条項及び暴力団排除に関する特約条項及び別紙特約条項を適用する。

（11）資料のヒアリングを行う場合がある。

（12）関連情報を入手するための照会窓口
3（1）に同じ。

（13）競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加

上記2（2）に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3（3）により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

（14）アは、請負金額が4000万円以上（建築一式8000万円以上）の場合に適用する。

（14）配置予定監理技術者の確認

- ア 落札決定後、配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。
- イ 種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更を認めない。

（15）は請負金額が4000万円以上（建築一式8000万円以上）の場合に適用する。

（15）専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

（16）詳細は、入札説明書による。

入 札 書

貴公告又は通知に対し、入札及び契約心得に示す内容及び適用する契約条項等を承諾又は誓約の上、下記のとおり提出します。

令和8年10月6日

契約担当官
航空自衛隊第6航空団
会計隊長 小澤 亮佑 殿

入 札 者
住 所
会 社 名
代表者電話番号
代表者名
代理人名
代理人電話番号

- 1 件 名：＃527格納庫他外壁補修工事
2 工事場所：航空自衛隊小松基地
3 工 期：契約締結日～令和9年3月31日

総額 ￥

工事内訳

件名（品名）	規格	単位	数量	単価	金額
直接工事費	仕様書のとおり	式	1		
共通費					
I 共通仮設費		式	1		
II 現場管理費		式	1		
III 産業廃棄物処分費		式	1		
IV 一般管理費等		式	1		
	以下余白				
工事価格					

【法定福利費相当額】円

(法定福利費積算過程)

委任状

令和8年10月6日

契約担当官
航空自衛隊第6航空団
会計隊長 小澤 亮佑 殿

下記の番号に ○ の付記のある

入札に関する権限を代理人

に委任します。

件名： #527格納庫他外壁補修工事

- 1 入札に関する事項
- 2 契約締結の権限
- 3 代金の請求及び領収に関する権限
- 4 復代理人選任の権限
- 5 上記の外、本件に付随する一切の権限

委任者 (住所)
(会社名)
(代表者名)

受任者 (住所)
(会社名)
(代表者名)

令和 年 月 日

契約担当官
航空自衛隊第6航空団
会計隊長 小澤 亮佑 殿

工事費内訳明細書

工事名 # 5 2 7 格納庫他外壁補修工事
工事場所 航空自衛隊小松基地
工期 契約締結日～ 令和9年3月31日

氏名

会社名

代表者名

代理人

注：内訳書については、業者名を記載しないものとする。

工事費内訳明細書

1

[illegible]

工 事 費 内 訳 明 細 書

2

NO	品 名(件名)	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
	直接工事費		式	1			
	うち材料費		式	1			
	うち労務費		式	1			
	計						
	共通費						
	共通仮設費		式	1			
	現場管理費		式	1			
	うち建退共制度の掛金		式	1			
	工事原価のうち現場労働者の法定福利費の事業者負担額		式	1			
	工事原価のうち安全衛生経費		式	1			
	一般管理費等		式	1			
	計						
	工事価格		式	1			

工 事 費 内 訳 明 細 書

3

NO	品 名(件名)	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
	直接工事費						
	建築工事						
I	仮設						
1	養生 (外壁改修)	仕様書のとおり	m ²	397.7			
2	整理清掃後片付け (外壁改修)	仕様書のとおり	m ²	397.7			
3	外部足場	仕様書のとおり W=900 先行手すり	m ²	1,026			
4	屋根足場	仕様書のとおり 単管足場	m ²	1,026			
5	災害防止	仕様書のとおり 安全ネット	m ²	1,026			
6	仮設運搬	仕様書のとおり 足場材及び災害防止材	式	1			
II	塗装						
1	下地調整(鉄鋼面)	仕様書のとおり RA種	m ²	45.8			上段:物品費 下段:労務費
2	下地調整(コンクリート面)	仕様書のとおり RA種	m ²	1,941.8			上段:物品費 下段:労務費
3	鉄鋼面錆止め塗装	仕様書のとおり B種	m ²	45.8			上段:物品費 下段:労務費
4	SOP塗り	仕様書のとおり B種	m ²	45.8			上段:物品費 下段:労務費
5	EP塗り	仕様書のとおり B種	m ²	1,941.8			上段:物品費 下段:労務費

工 事 費 内 訳 明 細 書

4

NO	品 名(件名)	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
IV	防水						
1	シーリング除去	仕様書のとおり 5mm幅	m	13.7			
2	シーリング除去	仕様書のとおり 20mm幅	m	174.9			
3	シーリング	仕様書のとおり 5mm幅	m	13.7			上段:物品費 下段:労務費
4	シーリン	仕様書のとおり 20mm幅	m	174.9			上段:物品費 下段:労務費
5	高所作業車	仕様書のとおり	式	1			
V	発生材処分						
1	発生材積込み	仕様書のとおり	m ³	2			
2	発生材運搬	仕様書のとおり	m ³	2			
3	産業廃棄物収集運搬	仕様書のとおり	t	2.96			
4	産業廃棄物処分	仕様書のとおり	t	2.96			
		以下余白					
					合 計		

仕 様 書

- 1 工事件名
5 2 7 格納庫他外壁補修工事
- 2 工事場所
航空自衛隊小松基地（細部は図面番号による。）
- 3 工事概要
外壁塗装及び防水工事
- 4 規格及び数量

工種	内容	規格	数量	単位	図面番号
仮設	養生・整理清掃後片付け	一般	397.7	m ²	1
	外部足場	W=900 先行手すり	1026	m ²	1
	屋根足場	単管足場	1026	m ²	1
	災害防止	安全ネット	1026	m ²	1
	仮設運搬	足場材及び 災害防止材	1	式	1
塗装	下地調整（鉄鋼面）	RA種	45.8	m ²	2, 3, 4
	下地調整（コンクリート面）	RA種	1941.8	m ²	2, 3, 4
	鉄鋼面錆止め塗装	B種	45.8	m ²	2, 3, 4
	SOP塗り	B種	45.8	m ²	2, 3, 4
	EP塗り	B種	1941.8	m ²	2, 3, 4
防水	シーリング除去	5mm幅	13.7	m	2, 3, 4,
	シーリング除去	20mm幅	174.9	m	2, 3, 4
	シーリング	5mm幅	13.7	m	2, 3, 4
	シーリング	20mm幅	174.9	m	2, 3, 4
	高所作業車		1	式	2, 3, 4

5 基地内共通事項及び一般共通事項

令和8年度施設工事及び施設役務に係る共通事項による。

6 特記事項

(1) 本工事は、完全週休2日制工事（土日）の試行対象工事である。

ア 週休2日の考え方

(ア) 完全週休2日（土日）とは、対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所（現場休息）日に指定し、2日以上現場閉所（現場休息）を行なったと認められる状態をいう。ただし、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行ってれば、達成しているとみなす。また、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所日（現場休息日）に指定するものとする。

月単位の週休2日とは、対象期間内における全ての月で現場閉所（現場休息）日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。

通期の週休2日とは、対象期間において、28.5%（8日/28日）以上の現場閉所（現場休息）を行なったと認められることをいう。

なお、降雪、出水期、猛暑日等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(イ) 対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とするが、そのうち、年末年始6日間及び夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

(ウ) 現場閉所日とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された日をいう。

イ 現場閉所実績報告書

受注者は、毎月末までに現場閉所実績報告書を作成し、翌月10日までに監督官へ提出するものとする。ただし、工事完成月については、監督官が指定する日までに現場閉所実績報告書を提出するものとする。

ウ 総合工事工程表の作成

受注者は、発注時の設計図書や発注者から明示される事項を踏まえ、総合工事工程表を作成する。

総合工事工程表を作成するに当たっては、当該工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件等のほか、建設工事に従事する者の週休2日の確保等、下記の条件を適切に考慮する。

- (ア) 建設工事に従事する者の休日（週休2日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇）の確保
- (イ) 建設業者が施工に先立って行う労務・資機材の調達、調査・測量、現場事務所の設置等の「施工準備期間」
- (ウ) 施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の「後片付け期間」
- (エ) 降雪、出水期、猛暑日等の作業不能日数

エ 工事工程の共有

- (ア) 工事において、受発注者間で工事工程のクリティカルパスを共有し、工程に影響する事項がある場合には、その事項の処理対応者を明確にするものとする。
- (イ) 円滑な協議を行うため、施工当初において工事工程（特にクリティカルパス）と関連する案件の処理期限（誰がいつまでに処理し、どの作業と関連するのか）について、受発注者で共有するものとする。
- (ウ) 工事工程の共有に当たっては、必要に応じて下請け業者（専門工事業者等の技術者等）を含めるなど、共有する工程が現場実態にあったものとなるよう配慮するものとする。
- (エ) 工程に変更が生じた場合には、その要因と変更後の工事工程について受発注者間で共有すること。また、工程の変更理由が受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行うものとする。

オ 現場閉所の達成状況及び精査

対象期間における全ての週において完全週休2日（土日）が達成できていない又は月単位の週休2日が達成できていない場合は、補正した労務費（公共工事設計労務単価、電気通信技術者、電気通信技術員及び機械設備据付工）現場管理費及び市場単価等を、請負代金額の変更により減額するものとする。

(2) 作業時間

ア 本工事における作業時間は、8時00分から17時00分とする。なお、作業期間中の土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇及び年末年始休暇を作業不能日として見込むほか、猛暑による作業不能日数を以下のとおり見込んでいる。

猛暑による作業不能日数：10日間（令和8年4月～10月までの間）

なお、工期中に発生した猛暑による作業不能日数（現場作業時間において環

境省が公表する北陸地方石川県小松地点におけるW B G T 値(気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数)又は実際に現場にて計測するW B G T 値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの(小数点以下第一位を四捨五入する。)が上記の日数から著しく乖離し、予定された工期で工事を完了することが困難と認められる場合は、工期延長を含めた変更契約について監督官と協議するものとする。

(3) 発生材等

ア 本工事の施工により発生する産業廃棄物の処分(又は特定建設資材の再資源化に係る処分)は、以下のとおり見込んでいる。なお、工事場所から受入場所までの運搬距離、受入費用及び発生概数量については監督官と協議の上、精算するものとする。

廃棄物の種別	運搬距離	受入時間帯	受入費用	発生概数量
コンクリート(無筋)	6km	8時00分～17時00分	1円/kg	2.96 t

イ 本工事契約後、明らかになったやむを得ない事情により、上記によりがたい場合は、監督官と協議する。

ウ 発生概数量が工事場所と仕様書で異なる場合は請負者と協議の上、精算するものとする。

エ 石綿含有吹付け材及び石綿含有保温材等の除去について、発生概数量は発生材の設計数量に加え、消耗品(隔離シートや保護衣など)を含んだ数量とする。

(4) 527及び#529は、東面、西面及び南面(戸袋及び小扉を除く。)を塗装すること。

(5) #527及び#529の北面は、航空機等の出入りの妨げがない措置をとること。

(6) 外壁補修の際、粉塵等の飛散防止対策に十分努めること。

(7) 施工目地材及び収縮目地材については、耐油性に優れているものを使用すること。

(8) 外壁は単色塗装とし、塗装の色については監督官の指示によるものとする。

(9) 本工事を施工中、監督官より工事場所からの退避の指示があった場合、監督官の指示に従い工事場所より直ちに退避すること。

(10) シーリング改修工法はシーリング再充填工法とする。

(11) 鉄鋼面及びコンクリート面の下地調整はRA種とし、仕上がりについては公共建築改修工事標準仕様書のとおりとする。

(12) 鉄鋼面の錆止め塗料塗はB種とする。

- (13) SOP塗りはB種とする。
- (14) EP塗りはB種とする。
- (15) 中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更及び請負契約書第27条第5条に基づく請求の特例措置について

ア 本工事は、中東情勢の変化により供給の偏りや目詰まりにより、入手が困難となっている石油精製品（ナフサ等）を原料とする建設資材（以下「指定品目」という。）について、調達変更により必要となる経費（以下「別途調達経費」）を設計変更により計上または、請負契約書第27条第5条に基づく請求の特例措置を行うことを発注者が選択可能な工事である。

イ 指定品目は表-1とする。これにより難しい場合は、監督官と協議するものとする。

表-1 指定品目

項目	概要	備考
塗料	合成樹脂調合ペイント	単価適用年月：R 8． 5月 単価適用地区：新潟
〃	合成樹脂エマルジョンペイント	単価適用年月：R 8． 5月 単価適用地区：新潟
シンナー	塗料用シンナー	単価適用年月：R 8． 5月 単価適用地区：新潟
シーリング材	変成シリコンコーキング	単価適用年月：R 8． 5月 単価適用地区：新潟

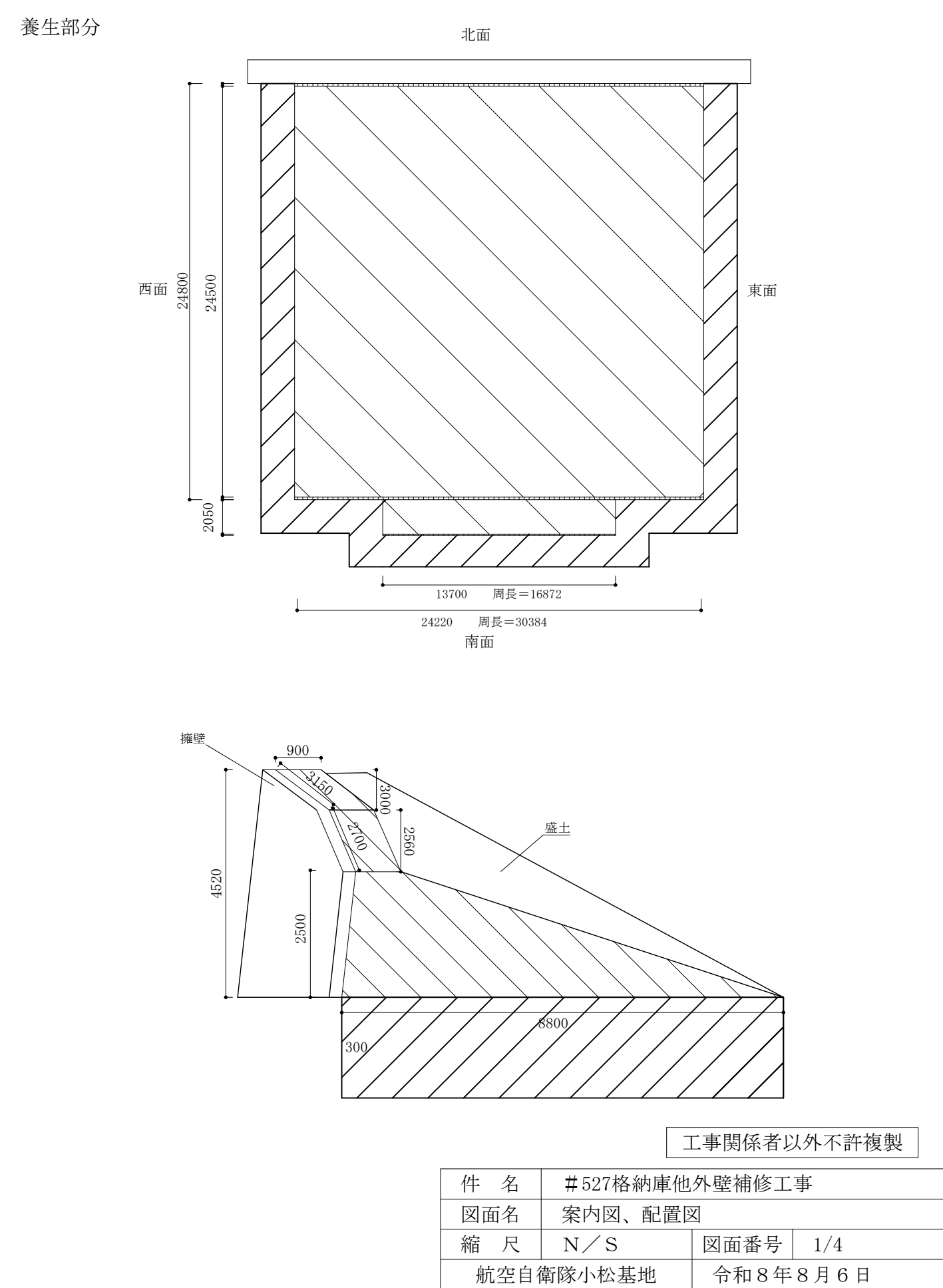
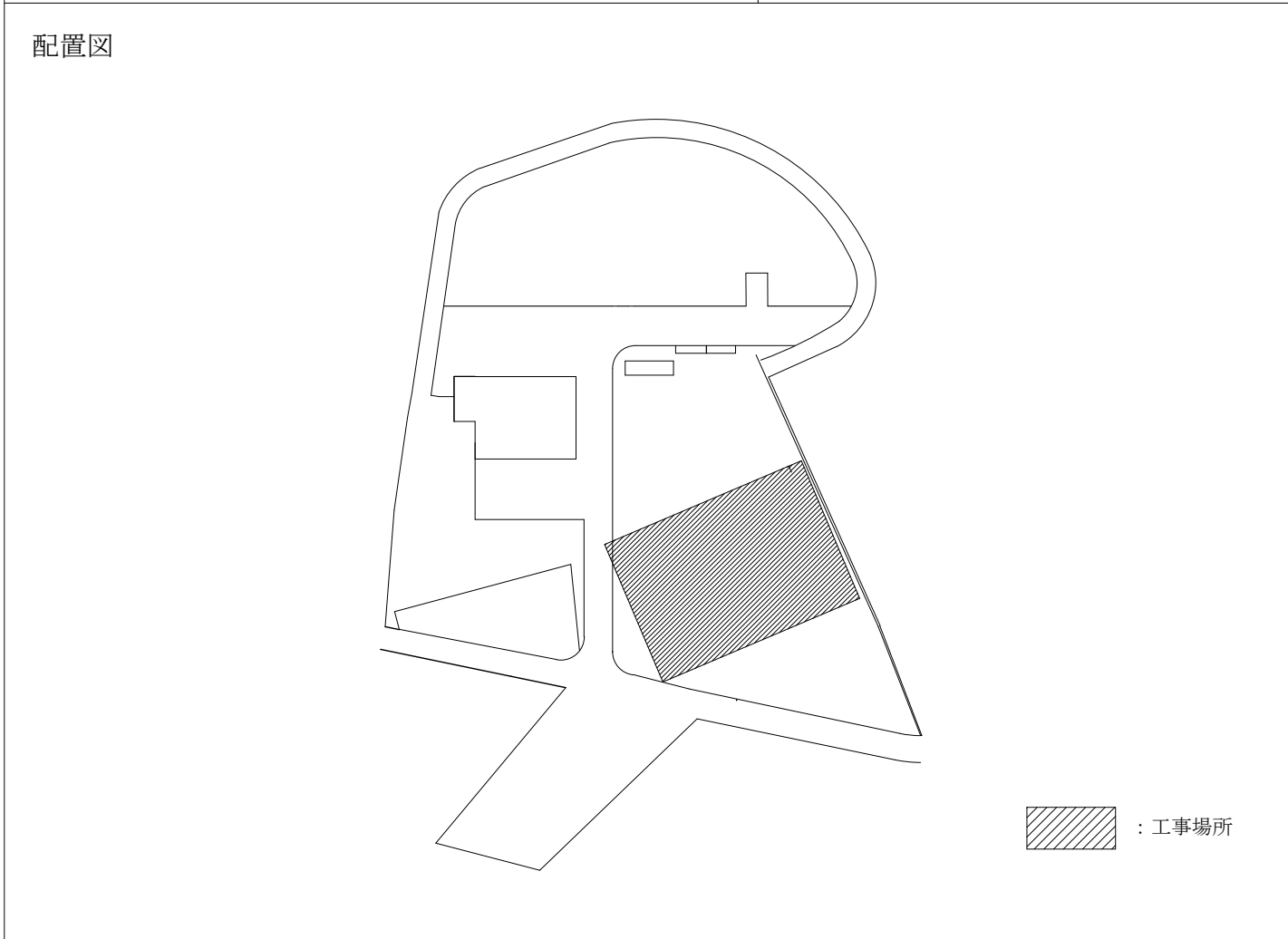
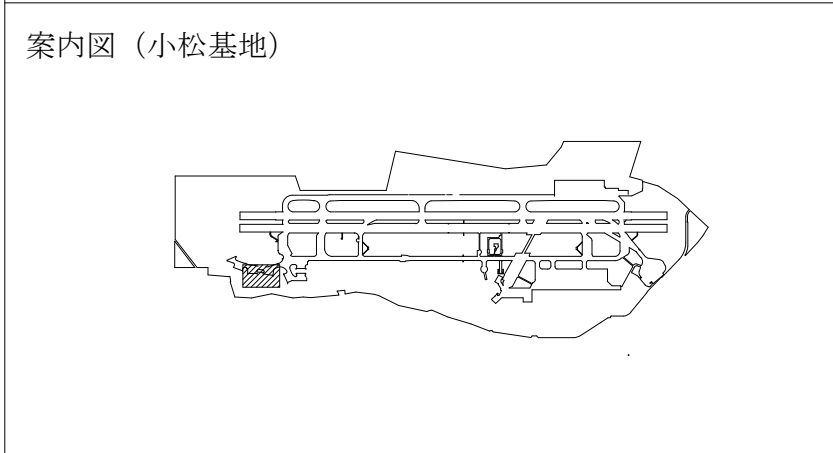
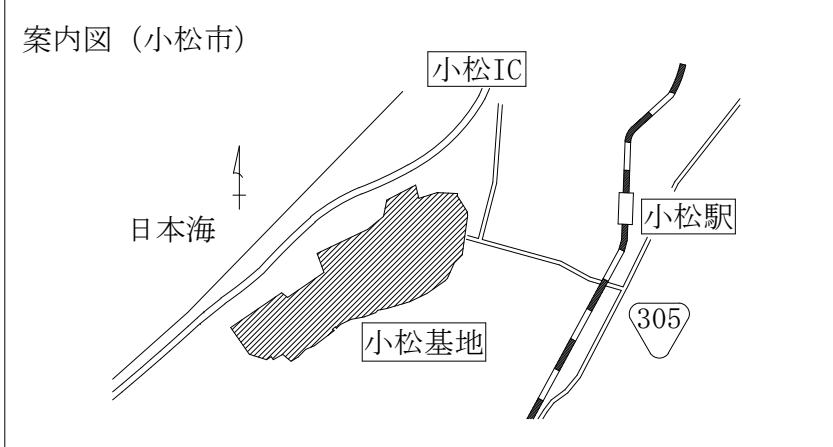
ウ 受注者が指定品目の生産について設計変更による計上を選択した場合は次のとおりとする。

(ア) 指定品目について別途経費が必要となる場合には、事前に監督者へ「指定品目に関する協議書（様式1）」を打合せ簿により提出し、協議するものとする。ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅延なく書面により協議するものとする。

(イ) 設計変更に際し、受注者は、「指定品目に関する実施報告書（様式2）」、当初材料単価、調達時期、購入数量、購入単価が記載された実際の取引伝票、見積書、請求書等（以下「小計書類」という。）の資料を監督官に提出する。

なお、材工一式の単価の場合は、契約締結時に提出する工事費内訳明書に記載された単価及び実際の購入単価の内訳（材料費と材料費以外の費用（労務費、雑材料費、諸経費等））を証明する資料を監督官へ提出する。

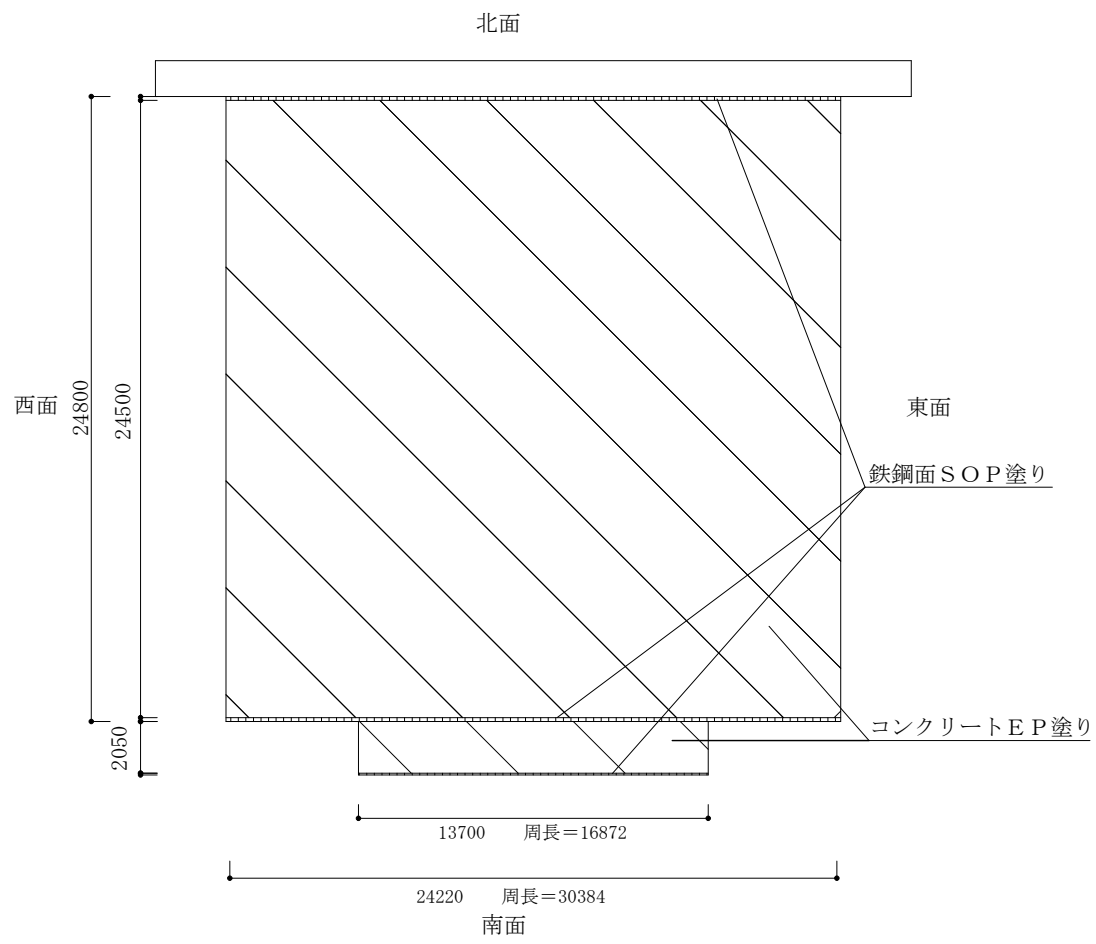
- (ウ) 妥当性が確認された別途調達経費について設計変更の対象とする。受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- (エ) 指定品目に係る別途調達経費についての設計変更内容は、工事請負契約書第27条（スライド条項）の対象外とする。ただし、全体スライド又はインフレスライド請求があった場合には、労務費のみスライドの対象とする。





立面図 S = 1 / 2 0 0

2. 3/3



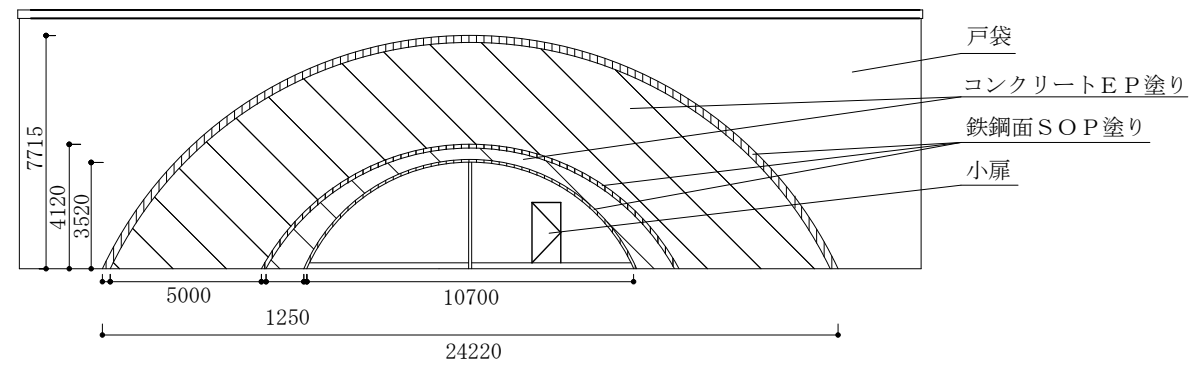
平面図 S = 1 / 3 0 0

撤去数量

名 称	規 格	数 量
既存塗膜	鉄鋼面	10.4㎡
既存塗膜	コンクリート	780.2㎡
既存シーリング	内外側、笠木	188.6㎡

更新数量

名 称	規 格	数 量
S O P 塗 り	B 種	10.4㎡
E P 塗 り	B 種	780.2㎡
シーリング	内外側、笠木	188.6㎡



南面立面図（詳細図） S = 1 / 2 5 0

撤去数量

名 称	規 格	数 量
既存塗膜	鉄鋼面	12.5㎡
既存塗膜	コンクリート	151.5㎡

更新数量

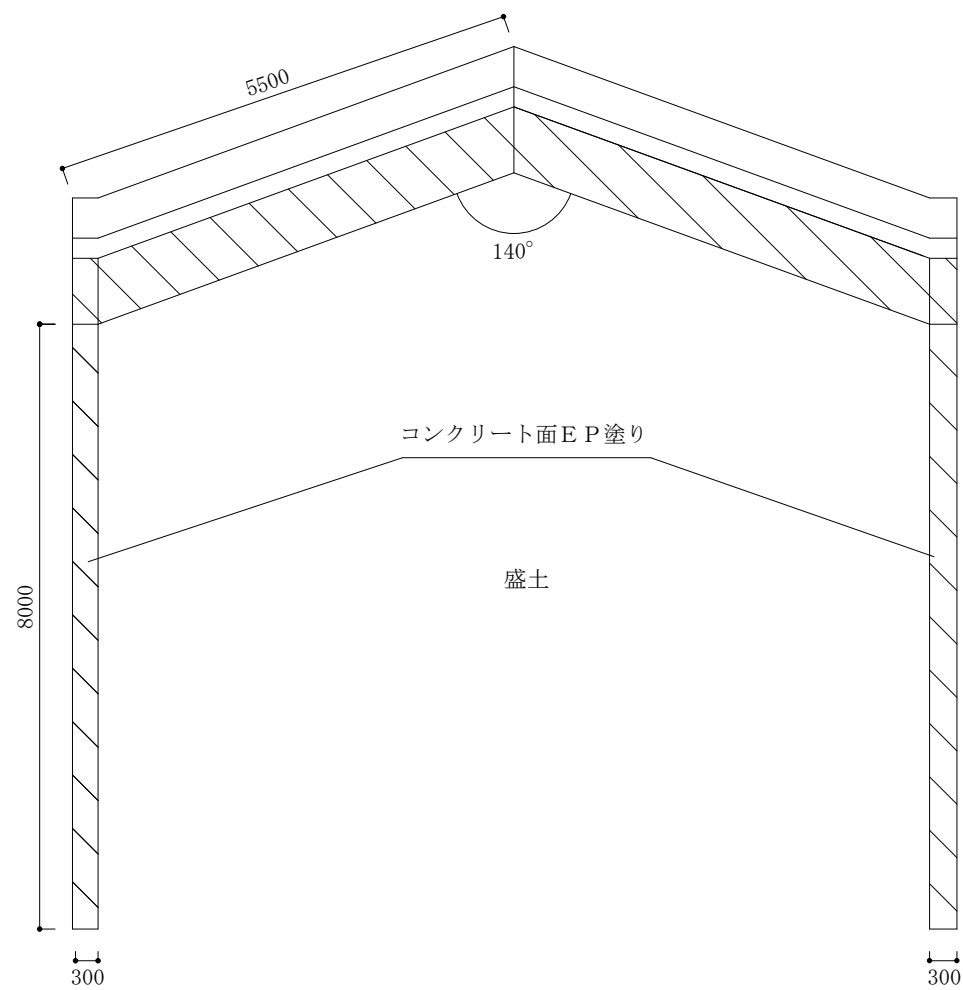
名 称	規 格	数 量
S O P 塗 り	B 種	12.5㎡
E P 塗 り	B 種	151.5㎡

凡例

- 斜線：E P 塗装
- 縦線：S O P 塗装

工事関係者以外不許複製

件 名	# 527格納庫他外壁補修工事		
図面名	平面図、立面図、南面立面図（詳細図）		
縮 尺	図示	図面番号	2/4
航空自衛隊小松基地		令和8年8月6日	



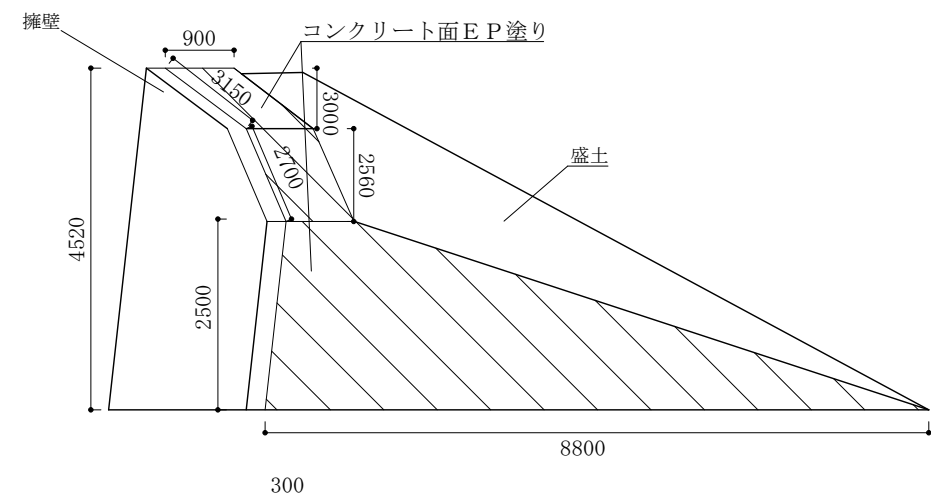
擁壁平面図 S = 1 / 1 0 0

撤去数量

名 称	規 格	数 量
既存塗膜	コンクリート	4.8m ²

更新数量

名 称	規 格	数 量
E P 塗り	B 種	4.8m ²



擁壁立面図 S = 1 / 1 0 0

撤去数量

名 称	規 格	数 量
既存塗膜	コンクリート	34.4m ²

更新数量

名 称	規 格	数 量
E P 塗り	B 種	34.4m ²

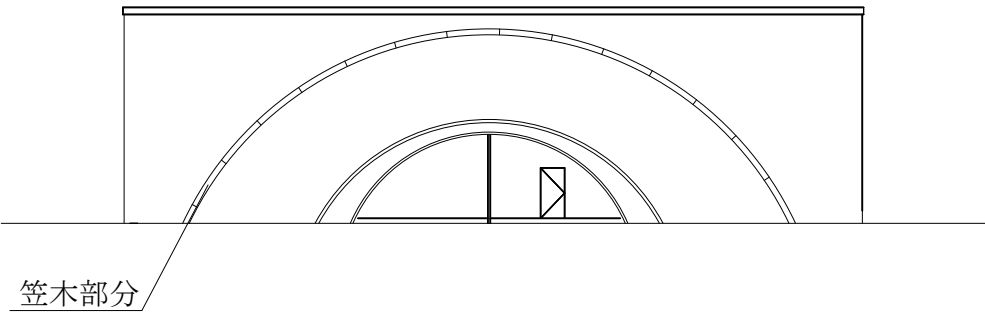
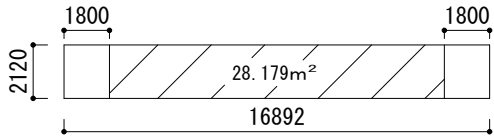
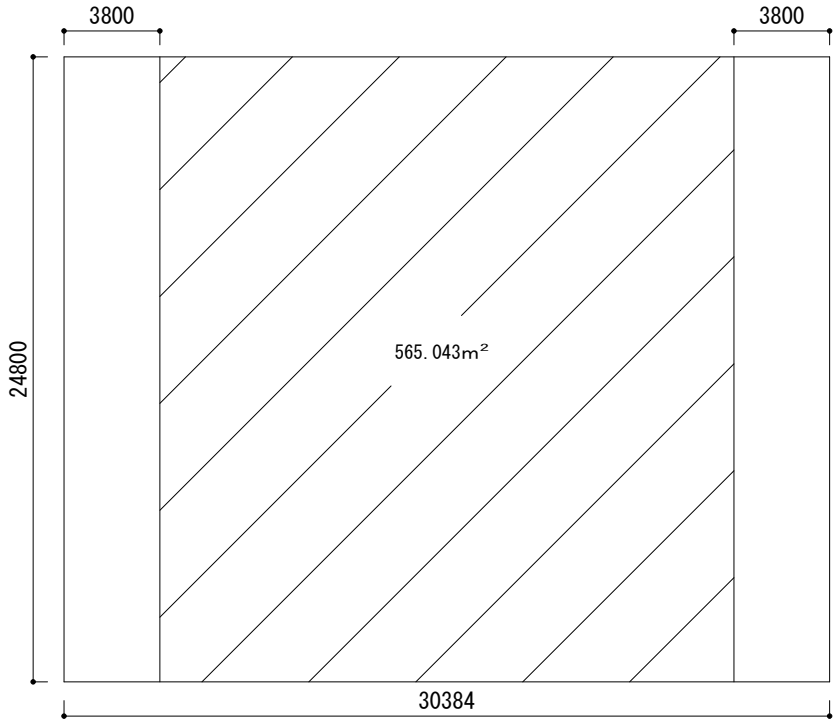
凡例
: E P 塗装

工事関係者以外不許複製

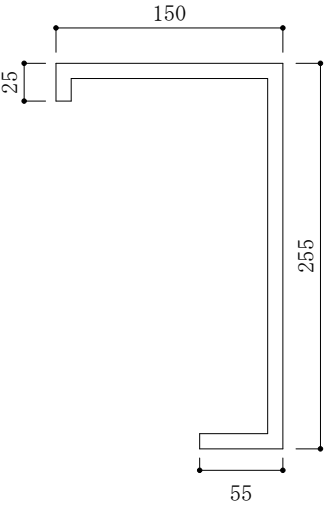
件 名	# 527格納庫他外壁補修工事		
図面名	擁壁平面図、立面図		
縮 尺	1 / 1 0 0	図面番号	3/4
航空自衛隊小松基地		令和8年8月6日	

屋根足場の面積計算（推測）
565.043+28.179=593.222

業者見積 593㎡



笠木断面図



工事関係者以外不許複製

件 名	# 527格納庫他外壁補修工事		
図面名	屋根足場平面図、笠木断面図		
縮 尺	—	図面番号	4/4
航空自衛隊小松基地		令和8年8月6日	